

① 便所 に係る基準の見直し

(1) 不特定多数の者等が利用する便所の設置基準について

現行

設置する数についての規定はなし(設けなくても可)

改正後

原則、**不特定多数の者等が利用する階の数以上**を設ける

※従業員のみが利用する階等は、「不特定多数の者等が利用する階」には該当しない

※不特定多数の者等：不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等
都市施設のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第2条第19号に規定する特別特定建築物
以外の施設については、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等」を「多数の者」に読み替え

不特定多数の者等が利用する階から除外するもの

- ・地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある階
- ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階
- ・不特定多数の者等が滞在する時間が短い階
- ・その他、管理運営上、設けないことがやむを得ないと認められる階

(2) 車椅子使用者用便房の設置基準について

現行

不特定多数の者等が利用する便所を設ける場合、1以上設ける

改正後

原則、不特定多数の者等が利用する**便所を設ける階ごとに1以上**設ける

1,000㎡未満の階を有する場合

1,000㎡未満の階の床面積の合計が1,000㎡に達することに1以上

10,000㎡超の階を有する場合

- ・階の床面積10,000㎡超～40,000㎡以下
→ 2以上
- ・階の床面積40,000㎡超
→ 階の床面積×1/20,000以上

除外される場合

- ・地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある階
- ・当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合

② 観覧席・客席 に係る基準の見直し

(1) 車椅子利用者用部分の設置数の基準について

現行

不特定多数の者等が利用する観覧席等を設ける場合には、車椅子利用者のための観覧席等を設けることとなっているが、設置数についての具体的な基準は無し

改正後

観覧席等の数に応じ、以下の数を設ける

- ・400席以下の場合 → 2席以上
- ・400席超の場合 → 0.5%以上

(2) 車椅子利用者用部分の構造の基準について

現行

- ・出入口から容易に到達できること
- ・サイトラインに配慮した位置に設けること

改正後

- ・幅90cm・奥行き135cm以上、床は平ら
- ・車椅子利用者のサイトラインに配慮した位置

(3) 移動等円滑化経路について

現行

道、車椅子利用者用便房、車椅子利用者用駐車施設から観覧席・客席の出入口までを移動等円滑化経路の基準に適合させる

改正後

現行に加え、観覧席・客席の出入口から車椅子利用者用部分までの経路のうち、1以上を移動等円滑化経路の基準に適合させる

③ 駐車場に係る基準の見直し

車椅子利用者用駐車施設の設置数の基準について

現行

不特定多数の者等が利用する駐車場を設ける場合、
1以上設ける

改正後

不特定多数の者等が利用する駐車施設の数に応じ、
以下の数を設ける

- ・200台以下の場合 → 2%以上
- ・200台超の場合 → 1%+2台以上

新たに車椅子利用者用駐車施設として認められるもの

車椅子利用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場